

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方に対する 県税における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、管轄の県税事務所等（徴収担当）にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第 15 条）。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、管轄の県税事務所等（徴収担当）にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第 15 条の6）。

※ eLTAX から徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>）をご覧ください。

相談・問い合わせ先

申請書類については、管轄の県税事務所等あて提出してください。

名称	所在地	電話番号	管轄区域
奈良県税事務所	〒630-8113 奈良市法蓮町 757 (奈良総合庁舎内)	徴収課 0742-20-4532	奈良市、大和郡山市、天理市、 生駒市、山辺郡、生駒郡、奈良 県外に本店がある法人
中南和県税事務所	〒634-8506 橿原市常盤町 605-5 (橿原総合庁舎)	徴収課 0744-48-3007 0744-48-3008	大和高田市、橿原市、桜井市、 御所市、五條市、香芝市、葛城 市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、 高市郡、北葛城郡、吉野郡
自動車税事務所	〒639-1184 大和郡山市満願寺町 60-1 (郡山総合庁舎内)	徴収課 0743-51-0082	奈良県全域 (自動車税)
奈良県総務部 税務課	〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁	徴収対策係 0742-27-8365	